

税

●市民税・県民税（国民健康保険税）／所得税

申告相談が始まります

平成23年分の申告相談を2月10日から3月15日まで行ないます。24年度の市・県民税や国民健康保険税の税額などを決めるために、これらの税の申告が必要な場合があります。別に配布する「申告相談のお知らせ」を読み、期限までに申告を済ませてください。

■問い合わせⅡ本庁市民税課市民税係（内線344～347）

申告相談は2月10日から開催します

申告相談へ行こう

申告相談は、2月10日から3月15日まで、各自治区を巡回して開催します。受け付け時間は午前9時から午後4時までです。会場の混雑を避けるため、可能な限り地区の指定日か雑損控除の指定日に申告会場へお越しください。日程や会場などについては、別に配布する「申告相談のお知らせ」をご覧ください。

また、待ち時間を短くするため、事業所得（営業等、農

業）や不動産所得に関する収入と経費、医療費控除については、領収書などを必ず集計の上お越しください。集計が済んでいない場合は、受け付けできません。

なお、農業所得整理表と収支内訳書は、本庁市民税課、各総合支所の税務分室、農協窓口に置いてあります。ご利用ください。

■雑損控除指定日Ⅱ2月26日
Ⅲ、3月11日Ⅳ、15日Ⅴ

■会場Ⅱ本庁3階講堂

申告に必要なもの

市・県民税（所得税）の申告に必要なものは、次のとおりです。書類や資料は、全て原本が必要です。

- ①市・県民税申告書または確定申告書（事前に送付されている人のみ）
- ②印鑑（認め印で可）
- ③給与・公的年金などの源泉徴収票や支払調書
- ④事業収入（営業等、農業）や不動産収入がある人は、収支内訳書、収入・経費が

確認できる資料

- ⑤医療費控除を受ける人は、23年中に支払った医療費の領収書、生命保険などからの補てんの支払証明書
- ⑥社会保険料（国民年金保険料、健康保険料など）、生命保険料、地震保険料の控除（払込）証明書や領収書
- ⑦申告者本人の預貯金の口座番号が分かるもの（所得税が還付になる場合に必要）



税申告会場以外での申告と申告書作成会

郵送申告がお勧め

申告相談会場は、例年とても混雑します。市は、市・県民税申告書の、自書による郵送申告をお勧めしています。確定申告の必要がない人は、こちらでも利用できます。

▼郵送での申告方法

申告書に必要な事項を全て記入し、押印の上、源泉徴収票や控除証明書など必要書類を同封して、指定の返信用封筒（切手不要）で郵送する。

※添付された書類は返却不可※所得や控除の計算方法など、詳しくは、本庁市民税課または各総合支所税務分室に設置している「申告の手引き」をご覧ください

■問い合わせⅡ本庁市民税課市民税係（内線344～347）

e-TAXを使って自宅
で確定申告

「e-TAX（国税電子申告・

納税システム）は、インターネットを利用して、24時間、いつでも確定申告ができます。同システムの利用で、23年の所得税額から、最高で4000円の控除を受けることもできます（22年分までに控除を受けた人を除く）

■受付期間Ⅱ1月16日Ⅲ～3月15日Ⅳ

■問い合わせⅡe-TAX作成コーナーヘルプデスク（☎0570-015901）

税務署で申告書を作ろう

水沢税務署では次の期間、申告書作成会場を開設します。会場にあるパソコンや確定申告の手引きを利用して、自分で確定申告書を作成し、提出することが出来ます。

■期間・利用時間Ⅱ2月1日
Ⅲ～3月15日Ⅳ午前9時～
午後5時

■場所Ⅱ水沢税務署

■問い合わせⅡ水沢税務署
（☎245111）

税理士による所得税の還付申告書作成指導会

医療費控除などで所得税の還付申告をする人のために、作成指導会を開催します。

■日時Ⅱ2月4日Ⅲ午前10時～午後3時半

■場所Ⅱメイプル地下1階多目的ホール

■対象者Ⅱ年金所得、給与所得があり所得税の還付申告をする人

■問い合わせⅡ市内の税理士事務所

震災で被災した人は 雑損控除の申告を

住宅や家財に損害を受けた人は、雑損控除などの適用により所得税の軽減が受けられる場合があります。詳しくは水沢税務署までお問い合わせください。

■問い合わせⅡ水沢税務署（☎245111）

◆ 要介護認定を用いた認定書（税申告用）などの発行

市は、税の申告で控除を受けるために必要な書類を、次のとおり発行しています。

【障害者控除を受けるための認定書】

65歳以上の要介護認定者は、市の認定書により、要介護状態区分に応じた障害者控除を受けることができます。控除には2つの区分がありますので、要件を確認して申請してください。印鑑・手数料は不要です。

【対象要件】

- ▶特別障害者…平成23年12月末（23年中に亡くなった人は死亡日）時点で、要介護状態区分4以上の人、または主治医意見書で寝たきり状態であることが確認できる人※身体障害者手帳1級・2級をお持ちの人は、認定書なしで控除を受けることができる
- ▶障害者…身体障害者手帳の交付を受けておらず、23年12月末（23年中に亡くなった人は死亡日）時

点で、要介護状態区分1から3までの人

【おむつ代の医療費控除に使用する証明書】

おむつ代の医療費控除を初めて受ける人は、医師が発行する証明書が必要です（有料。証明書の申請書は長寿社会課や各総合支所介護保険担当課にあります）。ただし、要介護認定者で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、次の要件を満たすと、市の証明書で控除を受けられます。下記申請先で手続きしてください。印鑑・手数料は不要です。

【対象要件】

主治医意見書により、寝たきり状態で尿失禁発生の可能性があることが確認できる人

■問い合わせ・申請先 本庁長寿社会課介護認定係（内線263）、各総合支所介護保険担当課